

部会に属すべき委員及び部会長の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第一条第二項の規定に基づき、部会に属すべき委員として下記（一）の者を指名し、同条第三項の規定に基づき、部会長として下記（二）の者を指名する。

統計委員会委員長

記（一）

○平成30年5月25日付

統計業務プロセス部会

委員 川崎 茂 （日本大学経済学部特任教授）

委員 野呂 順一 （株式会社ニッセイ基礎研究所代表取締役会長）

記（二）

○平成30年5月25日付

統計業務プロセス部会

部会長 川崎 茂 （日本大学経済学部特任教授）

産業統計部会

部会長 河井 啓希 （慶応義塾大学経済学部教授）